

令和7年由仁町議会第4回定例会 第1号

令和7年12月11日(木)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、総務産業常任委員会道内行政視察報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 由仁町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 3号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 4号 令和7年度由仁町一般会計補正予算について
- 10 議案第 5号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 6号 令和7年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 13 議案第 8号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 14 議案第 9号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 15 議案第10号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について
- 16 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 17 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 18 意見書案 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書に第1号 について
- 19 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員(9名)

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	中村隆浩君		2番	東貴之君
	3番	野市裕司君		4番	大畠敏弘君
	5番	加藤重夫君		6番	浮田孝雄君

7番 佐藤英司君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	青	木	祐	次
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	河	合	高	弘
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	三ヶ	田	恵	理
建	設	水	中	道	康	彦
会	計	管	秋	山	健	一
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	泉		陵	平
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	野	島	健	君
主		事	土	谷	練	君
主		事	荒	井	日	奈
						君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席で、定足数に達しております。
よって、令和7年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 佐藤君、8番 早坂君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

- 5番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。
本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、12月9日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の制定案1件、条例の一部改正案2件、令和7年度各会計補正予算案7件、人事案2件の計12件であります。議会提出案件として意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計2件であります。

続きまして、議事運営の取扱いにつきましては、議案等については全て単独上程といたします。

本会議及び議事の日程は、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については本日11日1日限りとする事で意見の一致を見たところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(後藤篤人君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和7年8月分から10月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の総務産業常任委員会道内行政視察報告をいたします。総務産業常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(後藤篤人君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 令和7年第3回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、主な農作物の生育状況についてであります。初めに、水稻につきましては、農林水産省が11月18日に公表した予想作況単収指数は全国で102、北海道で98、南空知で101、10アール当たりの収量は南空知で548キログラムとなっております。品質につきましては、カメムシによる着色粒がやや多かったものの、シラタと呼ばれる腹白、乳白粒、白く濁りまして不透明な粒のことであります、や、くず米の発生が少ない状況となりました。たんぱく値につきましても平年より低めとなっており、ゆめぴりかの基準品出荷率、たんぱく値が7.4%以下の米の出荷率であります。道内平均を上回る89%、全品種の出荷の状況につきましては、11月末現在で10万2,192俵、1等米の出荷率は99.5%となっております。

なお、本年は宮中行事の新嘗祭の献穀者に当町岩内の賀集謙一さんが選ばれました。新嘗祭は、天皇陛下が全国各地から献上されたその年の新しい穀物を神々にささげ、感謝を伝える祭儀であり、当町から献穀者が選ばれたのは初めてであります。

また、今年収穫されたゆめぴりかのうち、最もおいしいものを決めるゆめぴりかコンテスト、11月19日に開催されましたゆめぴりかコンテストでは、JAそらち南が初めて

の最高金賞に輝きました。さらに、厳しい品質基準を10年連続でクリアした生産者のみに贈られる称号、ゆめぴりかの巨匠に認定された道内9名のうち、当町から岩内の岡本勝美さん、北野康幸さん、有限会社山内農産、東三川の株式会社山本農産の4名が認定されました。これらの快挙は、長年にわたる当町の生産者のたゆまぬ努力と高い技術の結晶であり、当町の米作りが非常に高い水準にあることが証明されたものであります。

次に、てん菜につきましては、収量は平年並みの10アール当たり7.2トン程度となっておりますが、糖度は15.1%と平年を下回る見込みであります。大豆につきましては、しわや裂皮の発生が多く、高温の影響による着色粒も見受けられ、等級については3等級中心の検査状況となっております。収量につきましては、小粒大豆は10アール当たり4.8俵程度、大粒大豆は10アール当たり5俵程度となっており、平年を大きく上回る豊作年となっております。たまねぎにつきましては、定植の遅れ、高温、干ばつの影響により過去にない凶作となり、10アール当たり3.5トンと平年を大きく下回る収量となっております。馬鈴しょにつきましても高温、干ばつの影響により小玉傾向となっており、正品としての収量につきましては、食用馬鈴しょは10アール当たり2.7トンと平年をやや下回り、種馬鈴しょは10アール当たり3.5トンと平年並みとなっております。花きにつきましては、物価高騰の影響により、嗜好品である花への購入意欲が減ってきたことから、安値での推移となりましたが、販売額は13年連続で3億円を超えております。本年は、高温、干ばつの影響によりまして、一部の品目におきまして収量、品質への顕著な影響が見られた年となったところであります。

第2点目であります。主な工事の進捗状況についてであります。設備事業の庁舎電話交換機入替え工事は10月31日に、庁舎受水槽取替え工事は11月30日に完成いたしました。建築事業のゆめつく館冷暖房設備工事は10月16日に、役場庁舎冷暖房設備工事は10月20日に着工し、現在工事の準備中で、来年3月31日に完成の予定となっております。水道事業のヤリキレナイ川支障水道管布設替工事は10月9日に着工し、現在既設管の撤去及び舗装工事の作業中で、来年1月16日に完成の予定となっております。LED化事業のゆにガーデン及び由仁町民プール照明器具工事は、10月31日に完成したところであります。

行政報告は以上2点であります。

○議長（後藤篤人君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和7年第3回定例会以降の教育行政諸般について3点ご報告いたします。

第1点目は、ゆに教育の日の取組についてであります。この取組については、平成22年度から町民の教育に対する理解と関心を深めることを目的に、11月1日をゆに教育の日と定め、様々な取組を実施しているところであります。その取組内容についてですが、10月31日に町内小中学校、認定こども園、保育園において一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、昨年度より4名多い延べ202名の保護者や地域の方々に子供

たちの授業や活動の様子を見ていただいたところでもあります。また、11月26日に各小中学校の児童生徒の代表合わせて13名を一日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところでもあります。今年度は「未来に伝えたい、ふるさと由仁の魅力～町の未来を明るくするために、今の自分にできること～」をテーマに、学校に導入した1人1台端末を活用しながらグループで話し合いが行われました。この子ども教育委員会で話し合われた内容は、今後のまちづくりの参考として各教育関係会議でお知らせをする予定であります。ゆめつく館では、11月をゆに読書月間と定め、同館の利用促進や本に親しむきっかけづくり、さらには家庭での読書習慣や機会を増やすことを目的に、古本市や秋の絵本展を開催したところでもあります。このほかにも由仁町文化連盟、由仁町小中一貫教育推進協議会が共に主催する由仁町文化祭で児童生徒の作品を展示したところでもあります。

第2点目は、小中一貫教育の取組についてであります。令和2年度から義務教育9年間を通して学校、家庭、地域が一緒に子供たちを育てていくことを目的とし、小中一貫教育を進めております。今年度の合同授業であります。9月24日に小学校6年生が中学校に出向き、中学生と一緒に音楽の授業を、12月4日には体育の授業を実施しております。また、中学校の教員が小学校に出向き、6年生へ国語、数学、社会の中学校1年生の導入授業を各教科2回、冬休み明けに実施する予定であります。

第3点目は、命の授業の実施についてであります。10月22日、小学校5年生と中学校2年生の授業で折れない心を育てる命の授業を町立診療所の協力により初めて実施いたしました。この授業は、子供たちが自分や周りの人の心の苦しみに気づき、支えを見いだす力を育むことを目的としたものです。命の授業は、来年度以降毎年小学校5年生と中学校2年生で実施してまいります。

教育行政報告は以上3点でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（後藤篤人君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、5名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

○7番（佐藤英司君） 通告に従いまして、子育て世帯に対する経済的支援についてをお伺いします。

少子化が進む中、子育て支援の充実が重要だと思います。先日若い子育ての方から由仁町は子育てに関する補助制度が少ない、子育てしやすい環境とは言えないというような切実な声を聞きました。特に金銭面で不安が多く、町からの助成金や健康保険からの出産育児一時金だけでは安心して出産し、子育てができないため、収入が増えるまで妊娠を先

延ばしにしたとも言っていました。一部の自治体では出産準備や分娩に関わる医療費、紙おむつ、粉ミルクなどの費用負担を軽減するため出産祝い金を出すなど、出産に関して若い子育て夫婦の不安を解消し、子供の数を増やすきっかけとなるよう新たな支援を打ち出している自治体も少なくありません。由仁町においても子育て世帯の負担軽減を図ることで子供を安心して育てられる施策が必要ではないかと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 子育て世帯等に対する経済的支援について、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

当町でも少子高齢化の動きは国や北海道とほぼ同じような水準で進んでいるところであります。また、昨今の物価高騰は日々の生活に大きな影響を与えております。そのような中、令和5年に閣議決定されたこども未来戦略においても、子育て世帯の家計を応援するため、児童手当の対象年齢と支給額の拡大、所得制限の撤廃を行ったほか、妊婦のための支援給付として妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に子供1人当たり5万円を給付するなど経済的支援が強化されてきたところであります。また、妊娠中や出産後の健診、新生児に行う検査や健診、一部の任意予防接種についても助成をするほか、高校生までの医療費の無償化などを行う経済的負担の軽減に努めてまいりました。今後も他の自治体の経済的支援の実施状況を調査し、検討をしております。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○7番（佐藤英司君） 検討ということでございますので、これからはしっかりと検討して子供たちの未来に、由仁町で育ってよかったということでお願いしたいと思います。

それでは、令和7年、今年3月に公表されました由仁町人口ビジョンでは、将来の目標を2045年、令和27年は3,176人、2060年、令和42年は2,423人となって設定し、目標の実現に向けて年間20人以上の出産数を確保する計画になっておりますが、過去5年では由仁町で生まれた子供は令和2年度、16人、令和3年度、17人、令和4年度、17人、令和5年度、19人、令和6年度、13人、今年、令和7年度は来年の3月までで12人です。平均人数は15.6人、ビジョンの目標数をはるかに下回っております。単純に出産だけではなく、自然減や社会的な原因による人口の増減もあるため、出生が目標人数を下回ったから目標設定した将来人口を下回ると決まったものではありませんが、やはり私としては設定した目標人口を維持できるように妊娠、出産につながるような新たな施策が必要であると思います。そのきっかけの一つとして若い夫婦世帯に対して経済的な支援を行うことが未来への投資へとつながると考えますが、町長はいかがでしょう。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の再質問のほうにお答えをいたします。

令和7年3月に公表いたしました由仁町人口ビジョンにおいて、将来展望として年間20人以上の出生数の確保を掲げております。この数字につきましては、議員ご指摘のとおり、転入、転出などを加味した設定となっておりますが、これはいわゆる国が手法を発表しておりますコーホート要因法に基づくものではなく、私どもの独自の推計によりまして設定したものであります。その目標人数は現在の人口を維持するために必要な数となっているところであります。

令和6年の日本の合計特殊出生率が1.15と過去最低となりました。北海道においても1.01となっております。また、平成27年から令和6年までの9年間で出生数は国が約3割の減、たしか先日発表されました国の前年度の出生数は66万5,000人ということで70万人を割りまして、対前年比で3%減となっているところでありますが、まさに国が約3割の減、北海道が約4割の減ということを鑑みますと、由仁町の出生数は国や道の水準と同様かそれ以上の状況になっていると考えているところでございます。出生数の減少の要因は複雑で多岐にわたり、少子化対策は当町のような小さな町で対応するには大変難しい問題であると感じておりますが、今後も国や北海道の動向を見極めながら、その対策について検討をしてみたいと思います。なお、その際にはこの出生数が低下した原因は一体何なのかということも併せて調査検討をしてみたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○7番（佐藤英司君） 町長おっしゃるように、日本全国各地そういう形であると思うのです。それで、令和8年、来年は60年に1度のひのえうまです。ひのえうまということであればますます子供の減少が考えられますし、昭和41年の出生、ちょうど60年前ですけれども、大幅に出生数が減って、約50万人が減少したという記録があります。だから、ちょっと心配なところがありますけれども、子育てしやすい環境整備をすることで一般的には若者、子育て世帯の転入、定住を促進して地域の人口構造を健全化と言われております。由仁町においては今年度からこども家庭センターを開設し、全ての子供とその家庭に対して、妊産婦に対して一体的に支援を行っていますが、少子化対策、あるいは子育て対策を実施する上で事業の対象となる子育て世帯の方に対してニーズの調査は必要と考えますが、どのような方法でニーズを調査しているか、また調査結果をどのような事業に反映するかお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） ニーズの調査といいますと、一番簡単なのはアンケート調査であります。このアンケート調査はつい1年、2年前も実施したところであります。今、佐藤議員のほうから質問並びに提案がありましたので、その実施についても検討していきたいと考えております。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○7番（佐藤英司君） 町長がいろいろ検討しているということでございますので、今後

もひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

子育て世帯支援をより効果的に、かつ充実させるためにも子育て世帯の意見を取り入れて、誰もが喜ばれる事業になることを期待して、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、野市君の発言を許します。

野市君

○3番（野市裕司君） 3番、野市。通告に従い、質問させていただきます。

いじめゼロに向けての道徳教育（普遍的な情操教育）について。学習指導要領の改訂により、2018年から小学校で、2019年から中学校で道徳の時間を特別教科、道徳と位置づけられました。また、北海道いじめ防止等に関する条例、由仁町いじめ防止基本方針には道徳教育の大切さも記載されています。そこで、現在の由仁町における道徳教育の取組をされているのか伺います。

また、道徳教育の一環として位置づけられている普遍的な情操教育は健全な人格形成に大きな役割を果たし、いじめ防止の鍵となるものだと考えられますが、どのような取組をしているのか伺います。

なお、普遍的な情操教育という耳慣れない言葉ですが、少し説明をさせていただきますと、国会などでは宗教的情操教育という言い方をします。これと同じ意味でございます。もう少し分かりやすく言うと、以前テレビで「まんが日本昔ばなし」という番組がありましたが、よい行いをした人は天国に行き、悪い行いをした人は地獄に落ちる、またうそをつくると死後閻魔様に舌を抜かれるというような死生観を含んだ物語で善悪を教える教育がこれに当たります。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 野市議員のご質問にお答えいたします。

現在の由仁町立学校における道徳教育につきましては、6月の第2回定例町議会で野市議員からの一般質問で答弁させていただきましたが、野市議員おっしゃるように学習指導要領に特別の教科、道徳ということで位置づけられており、年間授業時数が定められています。例えば小学校1年生が年間34時間、2年生から中学校3年生までが年間35時間ということで位置づけられております。それぞれの年代に合わせて、お互いを理解すること、友情、信頼、生命の尊さなど、よりよい学校生活に向けたモラルやマナーについて指導し、日常の自分自身の言動や友達関係、クラス全体のことについて振り返らせております。このほか、学校行事の一環としても人権教育も含めて進めており、例えば小中学校ともに人権擁護委員による人権教室や、中学校では生徒会主体のいじめゼロ集会をはじめ、先ほど教育行政報告でも申しましたが、今年度小学校5年生、中学校2年生を対象にして、町立診療所の企画で外部講師を招いて「折れない心を育てる命の授業」を実施しました。

また、道徳を広く捉えますと学校生活そのものが広義の道徳と考えられると思います。友達との関わりとか集団生活のルールなどの様々な場面でよいことと悪いことを区別し、

よいと思うことを進んで行い、人間としてよりよい生き方について考えること、すなわち広義の道徳とは学校生活そのものというふうに捉えております。

このように、学校生活全般を通じて学年の枠を超えたよりよい仲間づくりの構築に努め、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめの防止に資するため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる取組を進めております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 野市君

○3番（野市裕司君） ただいま教育長からお話をいただきまして、いろんな取組をされているのがうかがわれ、教育への情熱が感じられました。ただ、いじめをなくすための道徳教育の教科であったはずが個々の多様性を重視するあまり答えは1つではないよ、議論すること自体が大事だという、そういう流れが今あると思うのですけれども、善悪を教えること自体を重視あまりしてこなかったのがいじめがまだまだ減らない大きな原因だと私は考えます。根本的な善悪を教えるには、やはり普遍的な死生観を含んだ物語を学ぶことはとても大事だと考えています。昔「まんが日本昔ばなし」が放映されていたのが1975年から1994年までです。その間いじめは少なかったという専門家の見解もございます。道徳教育の一環としてこのような教育の取組も入れていただければいいかとは思っています。よろしくお願ひします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 野市議員の再質問にお答えさせていただきます。

道徳教育の基本ですが、昔は道徳教育というと読む道徳、聞く道徳だったと思いますが、今は考え、議論する道徳に変わっております。これは学習指導要領にも記載されております。道徳教育というのは教師の価値観を一方向的に押しつけることのないようにする、それで児童生徒が考えて、議論して、共に先生と一緒に学んでいくというのが道徳教育の基本です。いじめ問題の解決などもみんなで議論しながら解決に向けた授業をしていくというのが道徳教育の基本です。一方、野市議員おっしゃりましたけれども、日本昔話ですが、情操教育というのは重要だと思います。教育基本法でも第2条に、例えば幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことというふうに規定されております。昔話というのは幼児期で読み聞かせを行うというのが重要で、本を読むきっかけづくりにもなると思います。物語を通じて追体験をしたり、それから疑似体験をするということが出来ますし、想像力を養うことができます。そこで会話力とか表現力も身につくと思います。登場人物の行動について考え、そこから人間の道徳性を身につけていくというのが、そういう機会になると思いますので、昔話等々絵本についてもそうですけれども、日本だけではなくて世界の昔話も含めて幼児期の教育的観点からぜひ家庭教育の素材として、ゆめっく館にもたくさん絵本ありますので、そういうのも使っていただいて、家庭の中でこの昔話を含めた教育の素材として使っていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 野市君

○3番（野市裕司君） 今お話しいただきました議論する道德、そして情操的な教育は家庭の中でやっていただきたいという趣旨だと思うのですけれども、学習指導要領の中では小学校の5年から6年、または中学校の道德教育の中には人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めるといふ、これは明らかに宗教的情操教育を進める文言だと思います。過去の国会の答弁でも第150回国会で森喜朗元総理が、そして第134回国会では村山富市元総理が、第41回国会にて池田勇人元総理が、また文部大臣に至っては過去13例もこの宗教的情操教育の重要性を説いています。当然特定の宗教教育をするということは禁じられております。しかしながら、情操教育を進めていくというのは国の方針でもあるということだと思います。自然に触れる体験、歴史的な建造物の見学、先ほど言った命の授業ですか、また地域のボランティア等々も大切ですが、普遍的な善悪のルールを教えること、これを道德教育の中心に据えるべきだと考えています。

最後の質問になりますが、いじめゼロに向けて由仁町ではいじめ防止条例の制定が進められているとお聞きしました。一般社会では人を殴れば暴行罪、相手をけがさせれば傷害罪、物を盗んだら窃盗罪、おどしてお金を奪えば脅迫罪です。犯罪レベルのいじめに対しては罰則規定を設けるべきだと私は考えています。これは、いじめは絶対に駄目だという強いメッセージであり、いじめゼロに向けての大人の責任であると考えます。全国に先駆けて由仁町から進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） まず、野市議員のご指摘の宗教的情操教育ですが、宗教的情操というのは1935年、文部省、文部次官通牒で宗教的情操の涵養に関する件ということで正式に出されました。これは教育勅語を補完し、忠君愛国道德の心の支えを与えるものとして機能したと、そういう歴史を持っています。宗教的情操教育というのは学習指導要領の改訂の議論のたびに出てきますが、実際に宗教的情操教育という言葉は導入されていません。それはなぜかという、先ほど野市議員も言われましたように、教育基本法では特定の宗教のための宗教教育というのは禁止されております。宗教教育の中には宗教的情操教育も含まれるというのが見解です。したがって、宗教的情操教育というのは宗教の種類を単一のものに特定しないということが前提になりますが、そういうふうな教育を行うということが果たして現実的にできるかどうかということが問題になっているから具体的に表記されていないという状況がありますので、その辺をちょっと理解していただければと思います。

それから、いじめ防止条例ですけれども、これは今教育委員会の中でも検討しております。いずれ提案させていただきたいというふうに思っていますが、そこに懲罰規定を入れるかどうかということですが、2000年代の半ばに、いじめが増えていた時代にいじめ克服の対処法として、ご存じだと思いますが、加藤十八教授が「いじめ榮えて国亡

ぶ」という本を出しまして、それが結構有名になって、いわゆるゼロ・トランス方式でいじめをやめていこうということで、それを導入する自治体も増えてきました。しかし、それは子供たちを一定の規律をもって罰していくということで、それが校則の厳格化につながっていったブラック校則ということが増えていったりして問題になった、それから教師の体罰につながっていくということで今は見直されてきています。こういうふうな、私の考えですけれども、こういうゼロ・トランス的な生徒指導というのはそういうふうに校則とか教員の行き過ぎた体罰を生んできたということで、そういう罰則主義に基づく生徒指導というのは教育の本質とは相入れないというふうに私は思っています。教育現場に必要なのは一律的な規則の徹底ではなくて、個々の児童生徒の状況や背景を理解して、彼らが失敗しながらも学べる場を提供する、そして教師と生徒が互いに信頼し合って共に成長していける環境をつくるということが本来の教育であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、浮田君の発言を許します。

浮田君

○6番（浮田孝雄君） おはようございます。それでは、質問に入ります。

由仁町国民保護計画についてお伺いいたします。この正式名称は、由仁町武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これが正式名称です。恐らく由仁の町の人方は、国民保護計画と聞いてすぐ武力攻撃と、こっちに結びつける方はもうほとんどいないでしょう。これは役場の退職者に聞いてもやはり同じでした。それで、平成16年に国民保護法が制定され、平成17年以降各都道府県、全国各市町村に国民保護法に準じた計画を持つよう国から指示されました。当町も平成16年に由仁町国民保護計画を作成し、平成22年にこの計画を改正し、現在も条例としてあります。この保護計画の代表とする事態は、1つ、武力攻撃事態、1つ、緊急対処事態、この2つです。ただいま世界の情勢が混沌とし、日本の立ち位置が不安定な中で、いつ何が起きるかは分かりません。由仁町国民保護計画に基づく業務実施体制は完備されているのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の由仁町国民保護計画についてのご質問にお答えをいたします。

武力攻撃やテロなどの事態が発生した場合に国民の生命、身体、財産を保護し、生活への影響を最小限に抑えることを目的として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が議員ご指摘のとおり平成16年9月に施行されたところであります。国においては世界各国からの脅威に備えて平成18年に緊急情報ネットワークシステム、いわゆるイーエムネットの導入を開始し、平成19年からは全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの整備を進め、当町におきましても町民の生命、身体、財産を守るため、これらを導入し、運用しているところであります。

また、国は国民の保護に関する基本指針を策定し、地方公共団体はそれに基づき具体的

な国民保護計画を作成することを義務づけており、当町においても平成19年に由仁町国民保護計画を作成したところでございます。しかしながら、ここでおわびを申し上げなければなりません、当町においては平成22年に一部を改正して以降見直しを行っていないことから、浮田議員ご質問のとおり、現在の機構、体制と大きく乖離し、早急な見直しが必要な状態となっております。現在の世界情勢は北朝鮮のミサイル発射やロシアのウクライナ侵攻など、いつどのような事態が発生するのか予測が難しい混沌とした時代であります。したがって、武力攻撃や大規模テロなどの事態に備え、由仁町国民保護計画の見直しをはじめ、関連する由仁町地域防災計画を含めた各種計画の見直しに努めてまいります。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○6番（浮田孝雄君） ただいまの町長の説明、大変分かりやすくよかったです。結局現在の日本の立ち位置、これはただいま町長が言われたように、実に不安定な、北海道から沖縄、南西諸島まで、実に不安定な状態になっております。北海道はロシア、日本海は北朝鮮、九州以南は中国と。結局第2次世界大戦で日本が戦争に負けました。国連ができました。そのときに国連憲章の第53条、第77条、第107条、この3つに第2次大戦で戦争に負けた敗戦国規定があります。これを敵国条項、これが戦後80年たってもいまだ国連の憲章の中にはドイツ、イタリア、日本、あとルクセンブルク、ノルウェー等々7か国、今もって敗戦国と規定されております。その敗戦国が二度と近隣諸国に脅威を与えないようにと軍備、これは専守防衛はいいですけども、他国を侵略できるような軍備は一切してはいかぬと、これが国連憲章に書いてあるのです。ところが、実際日本の立ち位置を見てみますと、安倍政権以降、特にこの二、三年に関しては長距離ミサイルの開発と、これは飛行距離2,000キロ、3,000キロと、完全に専守防衛を超えた飛行距離を設定している。そして、南西諸島、与那国島まで含めて一生懸命今防衛省のほうで自衛隊基地を造っています。その中で南西諸島、沖縄を含めて島々の人方に避難訓練と称して全島民の移動を日本政府が計画してシミュレーションしています。また、沖縄以南小さな島々、逃げられない人がいると、そういうことで日本政府はシェルターを既にもう設置しています。

北のほうを見ると北方領土、これは日本とロシアとの平和条約はありません。ロシアは常任理事国です。国連の拒否権持っています。安倍総理大臣がロシアのプーチンと27回の外交交渉を行っています。最後にプーチンがあきれて安倍さんよと、あんた方日米地位協定どうするのだと、ロシアとの日ロ地位協定づくりやりましょうかと、その返事を持ってきなさいと、それからでないこの北方領土返還の話については乗りませんよと。それで、安倍さんがバンザイしてしまいまして北方領土4島に関しての返還は事実上消えました。消えると同時に北方4島にロシアのミサイル基地がご存じのように立ち上がりました。北朝鮮はとにかく日本海にどんどん、どんどんミサイルを撃ち込んできている。しまいに日本列島を飛び越えるような長距離のミサイルまで開発している。日本の立ち位置、現在はもうとにかく危険な状況が、いつ何が起きてもおかしくない。この敵国条項を使える

のは北朝鮮、中国、ロシア、この3つです。ここはやはり行政のほうでも事実関係をきっちりつかんで、先ほど町長言われたように改正すべきものは改正すると。そうしていかないと、そんなことはないだろうという今の日本人の平和ぼけ、これは実際ウクライナ、ロシアでも起きているし、イスラエル、パレスチナでも起きています。結局日本でシェルターあるといたら実際限られています。国会周辺、天皇陛下周辺、総理大臣周辺と。国民にはないのです。これ自然災害と違いますから、頑丈な建物に逃げてくださいとか、こういう話ではないのです。これ全て人の命なのです。そこをやはり当町としても今以上に厳しく見て、町民保護のために業務を進めていただきたい。

それで、国連憲章の先ほど言った3条については敵国条項ですけれども、国の国民保護法の42条、ここに避難、救助のための共同訓練、あるいは単独訓練と、そうしなさいと書いてあります。やはり当町もある程度のシミュレーションを持ちながら町民に対して説明していくと、そういう姿勢が私は大事でないかと思います。どうでしょうか、町長。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 住民の避難と、まず第1点目のシェルターに関してであります。これは確かにシェルターが、ヨーロッパにおいてはシェルターを設けているというような、そういったニュースを聞いたことがあります。現実的に私どもの町で、これは予算規模から、あるいは住民の数から考えてシェルターを設置するというのは非常に難しい、あまり現実的ではないものであります。一たび事態が起きたときには町民を安全に避難させなければならないということから考えますと、これ防災計画の避難の状況と大変類似しておるところがありますので、防災計画と突合いたしまして、防災訓練のときに、特化するわけではなく、この国民保護法に基づく避難計画と連動したような形で訓練ができるように進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○6番（浮田孝雄君） ありがとうございます。分かりました。結局先ほど言ったロシア、中国、北朝鮮が敵国条項を使って日本の軍事基地を攻撃したと。これは例えば日本の山の中だとか、田んぼの中だとか、そこをターゲットにする国はありません。それで、国連憲章の中では紛争に関してはとにかく教育関係、病院関係、公共施設関係、これは禁じます。だけれども、実際パレスチナの状況、ウクライナの状況を見ますと、いざ戦争になったらもうそんなものは全然、誰が弾飛ばしたか分からないと。こういう立てつけで、もう国連憲章なんてどこにあるのですかというような話になってしまう。それが全部人命をなくす所作なのです。何とか知恵を出して由仁の町民の保護のためにご尽力ください。

それでは、次の質問に入っていきます。次は学習指導要領の取扱いについてお伺いいたします。学習指導要領に基づいて小中学校の教育業務はなされています。令和10年に向けて指導要領の改訂が急ピッチで進んでいます。文科省は国の機関として公務を行うわけですから、時の内閣が替わればその内閣の意向が色濃く反映されることでしょう。そこで、私が危惧しているのは教育を通して日本人が持っている国家観が変わっていくのではない

か、そういうことです。実際今の内閣を見ていると、かつて明治以降の國體思想、これがかいま見ることができます。大日本帝国です。神話国家観、家族国家観、道義国家観、これらが目につきます。これらが小中の道徳教育、社会教育といつの間にか組み込まれていく。これは大変危険なことです。これらの原点は全て教育勅語です。小学校での社会科の記述の中に天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすることと、そういう指導要領の通達が平成元年にありました。今回の改訂作業の中でもこれが道徳科に記述されるおそれがあります。指導要領、道徳編は、これは事実上の国の道徳と、こういうことになってしまいます。当町としてこの指導要領の通達内容について独自の選択判断ができる余地があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 浮田議員のご質問にお答えいたします。

国の道徳の国家観等についてはちょっと今ここではお答えできませんが、学習指導要領についてですが、学習指導要領については学校教育法施行規則によって教育課程編成の国家的な基準とされており、昭和51年の旭川の学テ事件の最高裁判決では大綱的基準説ということで法的拘束力を認めるものとはなっておりませんでした。その後平成2年の、ご存じだと思いますが、伝習館高校事件、この最高裁判決では法規としての性質を有するというふうに最高裁の見解が出されました。それ以降の最高裁判例でも同じように、同様の見解となっております。文部科学省は、告示という法形式によって法的拘束力を有するというので、公務員として教員による学習指導要領からの逸脱は法令違反として処分の対象とされてきております。当然のことながら教科書も学習指導要領に沿って作成されております。したがって、この点だけでいうと由仁町の学校だけが学習指導要領と異なる独自の判断で教育を行うということはなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○6番（浮田孝雄君） ただいま最高裁の判例幾つか出しました。私が調べたところ、最高裁の学習指導要領に対する判決は、これは教育の大綱であると。この分厚い学習指導要領に書かれている一言一句には法的拘束力はないですよ。この判決ご存じですか。知っていますよね。これが現在教育界で普通に扱われている話なのです。安倍政権時代に前川喜平という、知っていますよね。この方が今全国渡ってこの話をしています。今言われた教育長の話とは全然別なのです。あくまでも指導要領は大綱ですよ、一言一句には法的拘束力はないよ。前川前事務次官は、ある程度学校裁量、自由です、教育委員会の自由裁量、これを発揮するべきだと、こういう講話をずっと日本列島やっています。勉強してみてください。

結局小泉、安倍と、この2つの総理大臣にかかって教育界がもうぼろぼろにされました。小泉政権時代は給特法です。これによって学校の先生方の生活含めて教育業務含めた環境が壊されました。さあ、安倍政権のときには先ほど質問された道徳の話、これを不当介入、

政治として教育出版会社に対し北方領土は日本の固有領土であるよと、この記述を書きなさいと。ご存じですか。これは駄目でしょう。それを学習指導要領どおり教育界で子供方に教えますよと。こんなことがあっては駄目でしょう。それを今度また高市政権になってだんだんひどくなってきている、この國體思想というのが。特に先ほど申しました道義国家観、家族国家観、とにかく一番笑い話は神話国家観です。あきれ返ります。この觀念が学習指導要領にこそっこそっと記載されてきたときに、先ほどの答弁ですとやはり学習指導要領を基本に教育体制を取っていくと。これは駄目だと思いますよ、僕は。その最たる例が、これご存じかどうか分かりませんが、道徳の教科書に、これは有名な話です。「かぼちゃのつる」、それから「星野君の二墨打」と、これは道徳科の教科書に載っていると。ご存じでしたか。知らない。そういうものなのですが、結局教育の基本として学習指導要領にばかり目を行っている、どこかでこれはミスしていく。文科省が由仁町の子供たち見れるわけないでしょう。やはり教育長が主となって由仁町の子供たち、きらりと光るようにしましょうと。これは石井カラーを出してこない、なかなか由仁町の教育が発展していくと、そういうことにはならないと私は考えます。何か答弁ありますか。なかったらこれで終わりますけれども。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 先ほどの最高裁判例なのですけれども、確かに旭川学テ裁判は大綱的基準説を取っています。私も大学時代教育行政やっていましたので、よく研究してきましたけれども、兼子仁さんとか、学者は大綱的基準説なのです。でも、伝習館高校事件以来、最高裁は特に国歌、国旗、これまで法制化されていないときは学習指導要領にだけ載っていました。これはきちんと守りなさいと、そういう判決になっています。それは学習指導要領が法的拘束力を持っているからだという判決になっています。そういう意味ではなかなか学習指導要領難しいところですが、ただし教育の中には総合学習とか、それから特別活動とか、教科書を使用しない科目もありますので、そういう科目は必ずしも国の定めた教科書を使う必要ありませんので、ある程度自由が利くというふうを考えております。また、いろいろ文科省も、学習指導要領の範疇ではありますが、いろんな特例校を設けて実験的な取組をやろうというふうなことをやっています。ただ、これはそれに手を挙げて認可されないといけないとか、一応文科省の実験ですので、ある程度の結論を、文科省が求めるような結論を出すことがある程度前提になっていると思いますが、義務教育学校は9年間の一貫したカリキュラムを設けることによって学習指導要領を柔軟に持つていけるというふうな仕組みがありますので、そういうことを使って学習指導要領はある程度柔軟化していくということは可能だと思います。私も、以前にも述べましたけれども、各学校が創意工夫の下、学校の特色を生かした教育課程を編成するということが重要だと思っています。そういうふうな形でやっていきたいと。今後も子供たちのために由仁の教育をしっかりとやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○6番（浮田孝雄君） 民間でいろいろ教育関係やられてきた教育長です。やはり石井カラーというものを今の既成の文科省の枠から飛び出てとにかく発揮してください。これは私たちも応援します。

それでは、次の質問に入ります。

○議長（後藤篤人君） 浮田議員、中途半端で申し訳ないのですけれども、ここで暫時休憩入れたいのですけれども、よろしいですか。

○6番（浮田孝雄君） すぐ終わるって。

○議長（後藤篤人君） すぐ終わる。

では、お願いします。

では、浮田君、どうぞ。

○6番（浮田孝雄君） 次の質問は、由仁町国民保護計画に準ずる実施体制について、教育課としてこの保護計画に準ずる実施体制は完備されているのかお伺いいたします。特に小学校、中学校の生徒の身の安全、この辺りの計画は実際立てられているのか、これから立てるのか、その辺りお伺いしたい。これだけだから。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 浮田議員のご質問にお答えいたします。

由仁町国民保護計画に準じた実施体制を備えているかどうかという質問でありましたが、現行の由仁町国民保護計画では教育委員会及び教育課の組織体制が位置づけられており、非常事態により対策本部が設置された際には本部員として教育長が位置づけられています。また、計画において被災した児童生徒に対する適切な教育措置を規定していることから、別途教育委員会として計画は策定しておりません。今後町が行う計画見直しにおいて、これまで同様に教育に関係するものを盛り込んでいく考えでございます。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○6番（浮田孝雄君） やはり保護計画、八十数ページにわたる保護計画、これを早く読み込んで、町長と相談しながら教育関係の、子供たちの身の安全、これをどうするか、これは速急に考えていただきたい。

今回はとにかく難しい問題で、だけれども実際これは由仁町の町民の命、子供たちの命、これはいつ起きてもおかしくない状況なのです。これだけは皆さんに理解しておいてもらわないと、ロシアがミサイル撃ち込む、北朝鮮が撃ち込む、ロシアが撃ち込んでも国連憲章の違反には一切ならないということの、その位置に日本はあるということ、これが敵国条項なのです。これだけは頭に入れておかないと、さあ、どんと来たときに子供たち死ん

でまいります。ごめんなさいでは済む話ではない。

以上、質問を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、中村君の発言を許します。

中村君

○1番（中村隆浩君） 通告に従いまして、私のほうから1点一般質問させていただきます。

由仁町における子育て支援の現状と今後の課題について。現在全国的に少子化が進み、由仁町においては直近で15歳未満の子供の割合が総人口の約8.3%と、2025年4月1日現在の全国平均11.1%から2.8%低く、統計結果で比較すると改めて厳しい状況下にあると感じております。私は、そのような状況においてこの地域で日々仕事に励みながら子育てをしている若者世帯に対しては、より一層応援したいという気持ちでいっぱいになっております。

最近保護者の方々から近隣の市町においては様々な工夫とアイデアを出しながら子育て支援に力を注いでいると耳にします。しかし、その支援も内容も様々ですが、主に経済的な支援が多いことから、由仁町の子育て支援は他の市町と比べて手厚くないのではないかと認識されていると感じております。私は、現在物価高騰が続く状況で子育てに係る費用は計り知れないと思いますが、保護者として子供を育てる責任と自覚というものは経済的な不安だけではないと認識しております。

そこで、町長にお伺いします。由仁町では多くの子育てに関する事業を行っておりますが、近隣の市町と比べてどのような特徴を生かした子育て支援を行っているのでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 中村議員の由仁町における子育て支援の現状と今後の課題についてでございますが、当町における子育て支援につきましては保健福祉課長のほうに答弁をさせます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君） 町が実施している子育て支援事業の特徴につきましてお答えをいたします。

子育て支援事業は、基本的に母子保健法や児童福祉法、子ども・子育て支援法、成育基本法、こども基本法に基づき実施しており、他市町においても同様の事業を行っているこ

とがほとんどでございます。その中で、由仁町の子育て支援の特徴といたしましては、母子保健法の目的にもあります母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図るため、妊娠、出産、育児についての正しい知識を深められるような機会となるよう意識し、実施しております。

具体的な内容といたしましては、妊娠期には3回面接の機会を持ち、産院での健診結果を基に、将来にわたる生活習慣病発症のリスクとされており、低出生や早産を予防し、胎児がお母さんのおなかの中でしっかりと育つことができ、一生を通じた生活習慣病予防につながるよう支援を行っています。また、乳幼児健診におきましても法で定められている1歳6か月児及び3歳児健診のほか、内臓や脳、筋肉の発達状況の節目になる4か月、7か月、10か月、13か月児に対し、生まれてから3歳までの成長、発達をまとめた子どもノートを用い健診を実施しているところであります。その時点の成長、発達の確認だけでなく、これからどのように成長していくのか見通しが持て、育児に対する不安感が少しでも解消されるような健診を心がけております。

そのほか子育て支援センターと共同でプレママ講座という妊娠中の方や乳児とその保護者を対象とした離乳食や子供との遊びなどを学ぶ教室を、こちらも子どもノートを用いて行っております。乳幼児期ではございませんが、中学2年生に対しては由仁っ子健診を実施し、体の機能が完成するより早い段階から生活習慣病の発症を予防することができる体づくりを目指し健診、保健指導を実施しております。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○1番（中村隆浩君） 保健福祉課長からの答弁を聞き、なかなか厳しい状況下の中ではございますが、この地域、法律に合った、吟味しながらでも課題に取り組んでいるということが私の中でも理解させていただきました。

第3期由仁町子ども・子育て支援事業計画を読ませていただきました。この計画の趣旨で、由仁町で子供を産み育てることが喜びとなるまちづくりを目的に様々な計画策定を進めている。子供の保護者をはじめ教育、保育事業者等により構成された子ども・子育て会議の設置、就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯アンケートの実施など、子育てを終えた方々には知らないことがたくさんあり、驚きを隠せないところでございます。中でも私がちょっと驚いたところは、認識不足だったのですが、由仁町保健福祉便利ガイドというものがありまして、QRコードを活用して少しでも利用してもらおうという努力をいただいているところにも感謝をしなければならないところかなと思っております。しかし、子育てしている保護者だけではなく、家族全体で由仁町子育て支援事業について周知するべきではないのかと、またこの地域全体で子育てのサポートをしていくにはどのようにしていくべきなのかを考えたときに、今現在子育て支援事業の周知の仕方や保護者並びに家族の認知度などを十分理解した上でこの事業の利用または活用をいただいているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 中村議員の再質問のほうにお答えいたします。

中村議員ご指摘の、いわゆるこの事業をどうやって周知してたくさんの皆さんに参加していただけるかということですが、これはこの子育て関連の事業ではなくて町のほかの行事も同じでございまして、なかなか出席者が増えないと。特にコロナ禍以降はたくさんの皆さんが集まって何かそういう行事を行うというのが参加者が非常に減少しております。これ徐々に増えていくのかなと考えているのですが、どうもそうではないような気がいたしますので、その原因をしっかりと調べて対策を考えていきたいと思っております。また、もう一点、もうすぐスタートしますが、町の正式なSNSを実施いたしますので、そこでもより具体的に発信をしていきたいと考えているところであります。

この問題につきましては大変難しい問題でございまして、不肖私も現職時代は5年間にわたりこの仕事に関わらせていただきましたので、私の思いを若干お話しさせていただきますが、私の新規政策の決定は、これはもう先輩議員方はご存じかと思っておりますけれども、必要なものとあればいい事業を見極めることです。私はこの2つ、この思いを持って新しい事業を実施する、あるいは実施しないを決めているところであります。財政が豊かでいろいろな事業に取り組めれば問題はないのでありますが、住民の要求は多岐にわたります。希望はたくさんあると思っておりますが、その中でも取捨選択して何がいいのかということをしっかり検討して進めていかなければなりませんので、恐らく今現在の子育て世代の方には不満、何もやっていないのではないかということが、そういった声が聞こえてくるのは私も耳にしていますので、十分理解することができます。ただ、これは先輩方、皆さん方もご承知かと思っておりますけれども、平成20年ですか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律という法律が施行されまして、残念ながら由仁町は実質公債費比率、借金の比率で25%を超えまして、早期健全化団体に転落いたしました。夕張は財政再生団体でありますので、夕張市の予算は全て国の管理下に置かれてしまったと。私どもは早期健全化団体ですので、国の管理下にはならなかったのですが、起債、いわゆる借金を起こすことが自由にできなくなりました。北海道の許可がなければ借金することができない。という、一番簡単なのは道路舗装を1本するといっても道の許可がなかったらできないというふうになったのであります。

その解消に向けて職員一丸となって早期健全化計画の実施に取り組んでまいりました。もう公共施設廃止しました。あらゆる公共料金を値上げいたしました。職員をはじめ議員各位、行政委員の報酬も削減いたしました。委託業務も見直し、補助金カットであります。そういった苦しい状況を経て今現在があるのですが、これはまだ健全化を進めなければならないところでありますが、そのときも策定いたしました財政健全化計画においては、今回25.1%を超えた原因はあまりにも短期間に大規模な公共事業を実施した、これが原因として文書にきちんと明記いたしました。ところが、申し訳ありません、この計画策定は私が担当いたしました。この計画に明文化できない原因があったのであります。これは私の考えであります。それは何か。町民の一部の中に深く浸透している横並び意識であります。横並び意識というのは、これ日本人に顕著な意識ですから、それ自体は私は否定す

る考えはありません。ところが、横並び意識ですから、どここの町でやっているのだからうちの町でもやれと、やらないのか、そういう声が非常に多かった。それを私どもの町では住民の声と、声が大きいからといって取り組んだのであります。それは政策として選択したことですからいいのですが、財布の中を見ないでそういったものに取り組み過ぎたと、これが実は明文化できない転落の原因であったと、私はそういうふうに考えております。そこで、いわゆる住民の声様々であります、住民の要望応えたいのでありますが、これはしっかりと財布の中身を見て、どここのまちがやっているからうちの町もなんてということで私は政策を決定する考えはありません。これは私の基本的な考えであります。

そして、中村議員のご質問であります、これはもうご承知だと思います。1.57ショックであります。平成2年ですか、あの1.57ショックで、このままいったら日本人はいなくなる、大変だということで国の少子化対策が始まったのであります。スタートして約35年間です。結果が出ていないです。数字は全然よくならないのです。私も田舎の一応は政治家ですから、普通政治家が35年間の結果出せない政策なんて失敗ですよ、これは。国の政策の失敗だと思っています。現下の少子化は国の政策の失敗だと私は思っております。私どものような財政基盤の弱い町で取り組むことができる少子化というのは非常に限られているのであります。貧しい自治体と東京都のような裕福な自治体では、例えば経済支援にしても額も違うし、中身も全然違うわけですから。ということは、憲法で保障された国民の平等の原則に基づきますと、お金のないまちで育った子供に対する支援と裕福なところで育った子供に対する支援とは格差があるのですよ、格差が。これは私がおかしいと思っています。こういう子育て支援というのは、国はひとしく、どこに住んでいても平等に受けられるべきだと、これは人口対策における私はナショナルミニマムだと思っています。人口対策というのはそういうものだと思っています。

ですから、私が進める少子化対策というのは、これは私の考えですが、少子化対策というのは、1つはまだ子供を産んでいない親御さんに対して子供を産んでくださいという政策、もう一つは既に子供を産まれた方にその子供を育てるための負担を減らして、すみません、もう一人、もう一人、もう二人産んでくださいというのが、これが少子化対策なのであります。しかし、これは実施するには自治体間の差がありますので、格差が生まれてくるわけです。国は設定した目標2.1だったのです。ところが、もう達成できないって分かったから1.8になったのです。今はさらにもっと下がっています。恐らくこのままいっても、予測でお答えするわけにもいきませんが、人口置換水準の2.1なんて恐らく達成できないと私は考えております。そのために必要なことは何かといいますと、今いる子供たちがしっかりと健康で健やかに育って、子供を産む年齢になったときにしっかりと人口置換の2人以上の子供を産んでくださいと、このように私は方向転換をするべきだと思っていますところでありませぬ。

そのために必要なことが、今保健福祉課長の答弁を聞いたときに、聞く人によっては何だ、これは普通の母子保健事業ではないかと思われるかもしれないのです。何だと、今までやっていた事業と変わらないのではないかというふうに思われるかもしれない。でも、保健福祉課長が今答弁をさせていただきましたうちの保健事業というのは、実は私専門家

ではないので、ちょっと詳しくはお答えできませんので、この点についても保健福祉課長のほうから説明をさせますが、ドーハッド説です。イギリスの学者が提唱したものです。成人病胎児期発症起源説と。これ昭和61年に発表された、いわゆる我々人間に対する全世代、生まれてから高齢者になるまでのこの期間において、胎児になったときの状況が全て大人になったときまで影響を及ぼすという考え方であります。これが今うちの保健事業というか、もう全国的に保健事業の主流になっております。健やかに育ててもらって、大人になったときにしっかりと子供2人を産んでくださいという考えに基づきまして今うちは保健事業をやっております。そう考えますと、私は由仁町の子育て支援はと言われると、子育て支援ではないのだと、子育て支援なのだ、子供が健康に育てもらう、これが今私どもが進めているいわゆる子育て支援、実は子育て支援なのだということであります。

今お話をいたしました成人病胎児期発症起源説、こちらについては保健福祉課長のほうから答弁をさせますので、お願いをいたします。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君） ただいまお話のありましたドーハッド説につきまして補足の説明をさせていただきます。

ドーハッド説というものは、将来の健康や病気のなりやすさは受精から胎児期、乳幼児、小児期までの環境と遺伝子との相互関係で形づくられるという新しい考え方になっております。つまり小さく生まれた赤ちゃんは、将来糖尿病、心臓病、脂質異常症などの生活習慣病のリスクが高くなりやすいということが分かっております。もちろん小さく生まれたお子さんも出生後に適切な栄養、生活習慣支援を行うことで生活習慣病の発症を必ずしもするというわけではありませんが、そのような視点で取り組んでおります。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○1番（中村隆浩君） 答弁ありがとうございます。課長は何もしゃべらないのかなと思ってちょっと心配していたのですけれども、いろいろと何もやっていないとかというふうによく言われることも多いのですが、やっぱり私たちも要望するからにはいろいろ過去のことなどを知りながら、どこまで要望すればいいのか、また要望されたからにはできない理由も理解してもらおうということが僕は非常に大事なのかなというふうに思います。いろいろと保健福祉課職員の皆さんも時代に合わせた取組等も行っていただいていることがより一層伝わってまいりました。

また、個人情報やハラスメントなど深入りしづらい時代ではございます。僕が思うには、子育て支援というものは子供の支援もそうなのですが、子供を育てる親のサポートが大事なのかなというふうに感じております。行政が子供を育てるのも確かなのですが、子供を育てるのは親、家族なのではないでしょうか。子供が家族で過ごした時間や由仁町で暮らした思い出が記憶に残る町にしたいと僕は思っております。

ということで、最後にもう一点だけお聞きしたいことがございます。今後取り組んでい

かなければならないと思っている行政側から見て感じているものというものはございますでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 新たに取り組むというよりも現在進めている事業をさらに充実していきたいと考えております。お気づきかもしれませんが、私どものような町で保健福祉課に行っていただければ何と保健師の数が多いことかと。恐らくほかの町村の2倍から3倍ぐらいの保健師が働いております。これはしっかりと、子供の出生数としての効果は現れておりませんが、住民の健康増進、そして子供の健やかな成長にはかなりの実績を残していると思いますので、さらに人的スタッフを充実して、今進めている事業をさらに充実していきたいと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○1番（中村隆浩君） 私が町長が言っていた言葉で2つ記憶に強く残っている言葉がございます。それは自主的、自発的という言葉と、それと由仁町で育った子供たちが町外に出たときに、出身はと聞かれたときに由仁町ですとって町外でも活躍してくれることですという言葉が記憶に残っております。これこそが小さくてもきらりと輝いてもらえるのではないのでしょうか。親、家族として子育ての負担という言葉が消えて、子育ての楽しみや喜び、子供の下支えをするのが親、家族で、子育てをする親、家族の下支えをするのが行政であるべきだと考えております。いろいろなことにサポートし過ぎて親、家族の子育ての責任と自覚を失うことがないようにさらなる時代に合わせた子育て支援に取り組んでもらえることを望みまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

終わります。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 大変勇気づけられる言葉をいただきました。残念ながら私の力不足でまだまだ胸を張って由仁町出身だよというふう発信することがなかなかできないのでありますが、由仁町出身の高校生にすぎらないと駄目なのかなと私の力不足を感じているところであります。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、東君の発言を許します。

東君

○2番（東 貴之君） 私のほうからまず1つ目の質問をさせていただきます。

町道の維持補修と改良について。近年町道の傷みが多く見受けられ、融雪後の傷みは著しいと感じられます。その中でも特に道道夕張長沼線から国道274号線に抜ける幹線道路、いわゆる古山自治区を通過して西三川自治区を通過するという三谷牧場の前を通過道路のことなのですが、そこは穴ぼこや凸凹もひどく、路肩も傾いている状態であり、とても危険です。これらの状況に対しては早急に解消すべきと考えますが、町としての町道

の補修の方針はどのようになっているのかお伺いします。加えて、未舗装の砂利道の舗装や補修への対応についてもお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 東議員の町道の維持補修と改良についてのご質問にお答えをいたします。

道路につきましては、町民の皆さんが日常生活を営む上で欠かすことのできない重要なインフラであり、道路管理者が適切に管理していかなければならないものであります。町道の補修についてであります。昨年は年明けからの降雪量が極端に少なく、舗装路面が表に出ている状態が長く続いたことから、舗装内部に入り込んだ水分が凍結と融解を繰り返して起こるポットホール、アスファルト舗装道路の穴やへこみのことではあります。非常に多い状況となりました。こうした舗装路面の傷みについては、毎年道路状況を確認し、予算の状況も勘案しながら必要な補修を実施しているところであります。議員のご質問にありました道道夕張長沼線から国道274号線までの町道古山幹線ではあります。交通量も多く、傷みが激しい状況となっており、今後大幅に改修することを念頭に置いて対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、未舗装の砂利道への対応についてであります。簡易舗装を含めまして町道の総延長に対する舗装率は約90%で、町道の多くについては既に舗装道路として整備をしているところであります。残っております砂利道につきましても毎年道路状況を確認し、砂利敷きなどによる維持管理に取り組んでいるところであります。特に地域住民の方の生活道路としての役割が多い路線につきましては舗装化を検討し、順次整備を進めているところであります。

○議長（後藤篤人君） 東君

○2番（東 貴之君） 今の答弁で先ほど言った幹線道路に関しては見直されることが分かりましたので、とてもありがたく思います。

ほかにも町道の補修を決めていく上で、緊急を要するものは別としますが、自分はこの場所の道よりもあちらの場所を先に補修したほうがよいのではないかとかって思うことがたまにあります。そこで、補修を決める上での優先順位などはどのように町として考えられているのかをお伺いしたいと思えます。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） まず、傷みの状況を確認いたしまして、改修、補修の緊急のその度合いが高い路線を優先することはもちろんであります。そこで補修工事を進める前に交通量や当然取り組むときのいわゆる財政負担などについても勘案いたしまして、改修、補修に取り組んでいく路線を決定しているところであります。

なお、路線延長が長い町道につきましては大幅な改修は必要であります。社会資本整備交付金の対象となるような路線を拾い上げまして概算要望書を提出しているところであ

り、来年度から改修工事ができるように準備を進めている路線が複数本あることだけを申し述べます。

○議長（後藤篤人君） 東君

○2番（東 貴之君） ありがとうございます。道路も含めてなのですから、インフラ整備というのはこれからもとても町のためには大切なことだと思いますので、引き続き補修等も含めましてよろしくお願いいたします。

私のほうから2つ目の質問をさせていただきます。自治体DXの推進についてですが、当町における自治体DXの推進は住民サービスの向上や行政事務の効率化を図る上で不可欠な取組であり、国のデジタル社会実現に向けた重点計画を踏まえても早急に体制整備を進める必要があるように見受けられます。しかしながら、現時点において当町としてはDXを総合的に推進する専門の部署の設置やデジタル人材の確保、育成、施策ごとの具体的な工程が十分に示されているとは言えない状況にあります。また、地域経済の活性化や事務の効率化を目的とした電子クーポン等の導入もDX施策の一環として検討すべき課題であると考えます。住民の利便性向上と行政運営の効率化を両立させ、持続可能な自治体経営を実現するため、全庁的な推進体制の構築と計画的な取組が求められます。

つきましては、次の2点について町長の見解をお伺いします。1点目、当町の自治体DXに関する現状評価と今後重点的に取り組む分野は何か。2点目、DXを総合的に推進する専門部署の設置または専任職員の配置について町としての方針は。

以上2点をお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 東議員の自治体DXの推進について大きく2点のご質問をいただきました。

まず、第1点目の本町における自治体DX推進に係る現状評価及び今後重点的に取り組む分野についてお答えをいたします。本町における自治体DXの推進につきましては、国が示す自治体DX推進計画の趣旨を踏まえ、住民サービスの質の向上と庁内業務の効率化を一体的に進めているところであります。まずは当町で運行しておりますデマンドバスは、令和5年度に予約管理システムを導入し、スマートフォンやパソコンからの予約を可能とすることで住民の利便性向上と問合せ対応の緩和につながっているところであります。また、今年度は住民課窓口におけるキャッシュレス決済の導入を予定しており、これにより手数料支払いの利便性が向上するとともに、窓口での現金取扱いの削減により収納事務の効率化が図られるものと考えているところであります。これらの取組によりまして、住民サービスの向上と庁内業務の効率化の両面からDXの推進は着実に、スピードは遅いのですが、図られているものと認識しているところであります。

今後重点的に取り組む分野についてであります。今後につきましては庁内業務の変革と住民サービスのデジタル化の観点から引き続き推進してまいります。特に新たに建て替えを予定しております町立診療所につきましては、どのようなDX化を図ることが適切な

のか、国の補助金の活用可能性も踏まえながら検討してまいります。今後もデジタルを活用した町民サービスの向上と業務効率化に向けて取り組むべき分野の検討を進めてまいります。

2点目のDXの総合的に推進する専門部署の設置または専任職員の配置について町としての方針はというご質問であります。DXは一部の専門職員に任せるものではなく、全職員が主体的に取り組むべき課題であり、現時点では専門部署の設置や専任職員の配置は検討しておりません。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 東君

○2番（東 貴之君） ただいまの町長の答弁の2点目の中では現時点で専門部署は検討していないというお考えでありましたが、私は全庁的なDXを推進する上で、地域や民間との協働を含めると、その窓口となる役場内でも横断的かつ一体的な専門部署が必要であるのではないかと考えます。自治体によっては事情や目的も異なりますが、多くのところではDXの専門部署や担当窓口があります。これらについては町として調査なり情報収集を行っているのかをお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 再質問にございましたように、他の自治体のどのような形で取り組んでいるのかということは調査をしているところでございます。その結果、まだ結論は出しておりませんが、今のところは設置する考えはないということでお答えをさせていただきました。

○議長（後藤篤人君） 東君

○2番（東 貴之君） 分かりました。それでも引き続き調査、情報収集は行っていただきたいと思います。

次に、デジタル技術についてお伺いします。職員個々においてその技量は異なると思いますが、デジタルリテラシーの向上に向けた取組を行っているのか、またもし行っているのであればその内容も併せてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） いわゆる研修体制についてというご質問でございますが、毎年本町では全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施いたしまして基本的なデジタル活用能力の維持向上に努めているところであります。いわゆるデジタルリテラシーは、デバイス操作や情報検索、セキュリティ管理といった技術的スキルに加え、オンラインでの倫理観やデジタル社会への適応力など幅広い能力を指すものであります。今後も社会情勢の変化や行政サービスのデジタル化の進展に応じて必要な研修の在り方を検討するとともに、さらに研修のほうも実施していきたいと考えております。

○議長（後藤篤人君） 東君

○2番（東 貴之君） 先ほどの答弁にもありましたが、これからますますデジタル社会が進んでいくと思います。一方で、高齢者などはデジタル社会の恩恵を受けづらい方も多くなるのではないかと思います。由仁町のデジタル化の推進に当たってはこれらのバランスを含めた推進を望みたいと思います。

私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時30分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第6、議案第1号 由仁町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、乳児等通園支援事業の創設に伴い、設備及び運営についての基準を定めようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君） 議案第1号 由仁町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例の制定は、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法の規定に基づき、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされているため、由仁町における設備及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

それでは、条例案を説明いたしますので、議案書1ページをお開き願います。由仁町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条は、趣旨であります。乳児等通園支援制度の設備及び運営に関する基準を定めることなどを規定しております。

第2条は、定義であります。

2ページをお開き願います。第3条は最低基準の目的等、第4条は最低基準と乳児等通園支援事業者について規定しております。

第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則であります。当該事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重すること、由仁町暴力団の排除の推進に関する条例の遵守などを規定しております。

3ページをお開き願います。第6条は、乳児等通園支援事業者と非常災害であります。当該事業者は、非常災害に備えて非常食、飲用水等の確保に努めなければならないことを規定しております。

第7条は、安全計画の策定等であります。当該事業者は、安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとし、職員への周知、研修、訓練等の定期的な実施を規定しております。

4ページをお開き願います。第8条は、自動車を運行する場合の所在の確認であります。移動及び送迎のための自動車を運行するときの利用乳幼児の所在確認の方法などを規定しております。

第9条は、職員の一般的な要件であります。

第10条は、職員の知識及び技能の向上等であります。必要な知識及び技能の習得、維持及び向上のための研修の機会などを規定しております。

5ページをお開き願います。第11条は他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第12条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第13条は虐待等の禁止を規定しております。

第14条は、衛生管理等であります。当該事業者は、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じることなどを規定しております。

第15条は、食事の提供を行う場合に備える設備、6ページをお開き願います。第16条は乳児等通園支援事業所内部の規定、第17条は乳児等支援事業所に備える帳簿、第18条は秘密の保持等、7ページをお開き願います。第19条は、苦情への対応を規定しております。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分であります。乳児等通園支援事業の区分を別に当該事業に係る利用定員を設定する一般型と、その施設の利用定員の総数に満たない場合であって、当該施設の利用定員を超えない範囲で運営する余裕活用型を区分することなどを規定しております。

第21条は、設備の基準であります。

11ページをお開き願います。第22条は、職員であります。保育士または従事する職員は、研修を修了した者で、事業に従事する職員の数を規定しております。

12ページをお開き願います。第23条は乳児等通園支援の内容、第24条は保護者との連絡を規定しております。

第25条は、設備及び職員基準であります。余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定しております。

第26条は、準用であります。第23条及び第24条の規定を余裕活用型乳児等通園支援事業所の準用について規定しております。

第27条は、電磁的記録であります。当該事業者及び事業所の職員は、書面に代えて電磁的記録により行うことができることについて規定しております。

13ページをお開き願います。第28条は、委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めることとしております。

附則であります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第7、議案第2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本条例の基準であります厚生労働省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君） 議案第2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の基準であります内閣府令及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準であります厚生労働省令、由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準であります厚生労働省令が改正され、虐待対応の強化及び家庭的保育事業利用乳幼児の健診の取扱いが見直されたことから、必要な改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第2号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条関係は、由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第15条は、特定教育・保育の取扱いに関する規定で、児童福祉法の改正により他の条項において認定こども園法についての引用が追加されたため、改正案のとおり改めようとするものであります。

第25条は、虐待等の禁止に関する規定で、児童福祉法の改正により法33条の10に新たに項が追加されたことによる整理を行うとともに、認定こども園法及び学校教育法に虐待等の禁止に係る規定が新設されたことにより、改正案のとおり改めようとするものであります。

第2条関係は、由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

2ページをお開き願います。第12条は、虐待等の禁止に関する規定で、児童福祉法の改正によって第33条の10に新たに項が追加されたことにより、改正案のとおり改めようとするものであります。

第17条は、利用乳幼児及び職員の健康診断に関する規定で、家庭的保育事業等利用乳幼児に対する健康診断に相当する健診に母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合が追加されたことにより、改正案のとおり改めようとするものであります。

第3条関係は、由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正であります。

3ページをお開き願います。第12条は、虐待等の禁止に関する規定で、児童福祉法の改正によって第33条の10に新たに項が追加されたことにより、改正案のとおり改めようとするものであります。

附則であります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（後藤篤人君） 日程第8、議案第3号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、住民基本台帳システムなどの基幹システムで住民登録外者の宛名番号について統一運用を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（青木祐次君） 議案第3号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳システムなどの基幹システムにおいて住登外者宛名番号管理機能が設けられることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、所要の改正をしようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第3号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

初めに、第4条の改正ですが、第4項に住登外者宛名情報の庁内連携を行う旨の規定を加えようとするものであります。また、現行の第4項において第5項にしようとするものであります。

次に、別表第1ですが、住登外者宛名番号管理機能について独自利用事務とするための規定を加えようとするものです。

次に、別表第2ですが、庁内連携を行う特定個人情報として住登外者宛名情報の規定を加えようとするものであります。

2ページを御覧願います。附則であります、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第4号 令和7年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和7年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額並びに畑地化促進事業補助金の追加などで、歳入では道支出金及びふるさと寄附金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和7年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(後藤篤人君) 日程第10、議案第5号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護保険事務処理システム改修費の追加及び保険給付費負担金の増額並びに人件費の整理に伴う減額などで、歳入では国庫支出金などの減額及び一般会計繰入金金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(三ヶ田恵理君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第11、議案第6号 令和7年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和7年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では後期高齢者医療広域連合事務費の減額及び保険料等負担金の増額、歳入では保険料の増額及び一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（河合高弘君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和7年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(後藤篤人君) 日程第12、議案第7号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の異動に伴う人件費の減額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 建設水道課長

○建設水道課長(中道康彦君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長(後藤篤人君) 日程第13、議案第8号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では医師採用に備えた土地家屋購入費の追加及び職員の異動に伴う人件費の減額などで、歳入では道補助金の追加及び一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(桐越佳世君)

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第9号

○議長（後藤篤人君） 日程第14、議案第9号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額などで、歳入ではサービス収入の減額及び一般会計繰入金が増額などです。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（後藤篤人君） 日程第15、議案第10号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の異動に伴う人件費の減額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（後藤篤人君） 日程第16、議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提

案の理由を申し上げます。

現在固定資産評価審査委員会の委員であります野島征樹氏の任期が令和7年12月20日をもって満了となります。

野島氏は、固定資産の評価に対する識見と公平性を有しており、評価審査委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任したく提案した次第であります。

なお、野島氏の任期につきましては、令和7年12月21日から令和10年12月20日までの3年間です。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤篤人君） 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（後藤篤人君） 日程第17、議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

現在固定資産評価審査委員会の委員であります清水俊雄氏の任期が令和8年1月13日をもって満了となります。

清水氏は、固定資産の評価に対する識見と公平性を有しており、評価審査委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任したく提案した次第でありま

す。

なお、清水氏の任期につきましては、令和8年1月14日から令和11年1月13日までの3年間であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤篤人君） 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

◎日程第18 意見書案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第18、意見書案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書について朗読させます。

○事務局長（野島 健君） 意見書案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月11日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、中村隆浩。

内容につきましては、別紙のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) これから採決を行います。

意見書案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長(後藤篤人君) 日程第19、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(後藤篤人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和7年由仁町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午後 2時51分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

7 番 議 員 佐 藤 英 司

8 番 議 員 早 坂 寿 博